10093

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人にしみ内科クリニック

①　□ 財団　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　■ 基金制度採用　□ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　山口県岩国市錦見六丁目１４番３１号

(3) 設立認可年月日　　平成３０年１０月３０日

(4) 設立登記年月日　　平成３０年１２月１７日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	横峰　和典	にしみ内科クリニック管理者
理　事	横峯　信芳	
同	横峰　祥子	
監　事	兒玉　廣志	

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	にしみ内科クリニック	３５１０８１２８４９	山口県岩国市錦見六丁目１４番３１号	なし

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

該当なし

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和６年５月２９日　　令和５年度決算の決定

令和７年３月３１日　　令和７年度の事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名　医療法人 にしみ内科クリニック
所在地　山口県岩国市錦見六丁目14番31号

※医療法人整理番号						

財　産　目　録

（ 令和　7　年 3 月 31 日 現在　）

1. 資　産　額　58,995　千円
2. 負　債　額　21,048　千円
3. 純　資　産　額　37,947　千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流動資産		35,416
B 固定資産		23,579
C 資産合計	(A＋B)	58,995
D 負債合計		21,048
E 純　資　産	(C－D)	37,947

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地（□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）
建　物（□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

様式3－4

法人名　　医療法人 にしみ内科クリニック
所在地　　山口県岩国市錦見六丁目14番31号

※医療法人整理番号					

貸　借　対　照　表

（ 令和　7　年　3　月　31　日　現在 ）

（単位:千円）

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
Ⅰ 流動資産	35,416	Ⅰ 流動負債	7,599
Ⅱ 固定資産	23,579	Ⅱ 固定負債	13,449
1 有形固定資産	12,029	負債合計	21,048
2 無形固定資産	285	純資産の部	
3 その他の資産	11,265	科　目	金　額
		Ⅰ 基金	5,000
		Ⅱ 利益剰余金	32,947
		1 繰越利益剰余金	32,947
			37,947
資産合計	58,995	負債・純資産合計	58,995

様式4－2

※医療法人整理番号						

法人名　　医療法人 にしみ内科クリニック

所在地　　山口県岩国市錦見六丁目14番31号

損　益　計　算　書

（自令和 6 年 4 月 1 日　至令和 7 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ 事業損益	
業務事業損益	
1 事業収益	116,827
2 事業費用	121,850
業務事業損失	5,023
Ⅱ 事業外収益	1,174
Ⅲ 事業外費用	120
経常損失	3,970
Ⅳ 特別利益	0
Ⅴ 特別損失	0
税引前当期純損失	3,970
法人税等	72
当期純損失	4,042

様式５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人 にしみ内科クリニック
理事長　横峰　和典　　殿

私は、医療法人 にしみ内科クリニックの令和６会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 ７年 ５月２２日
医療法人 にしみ内科クリニック
監事　兒玉　廣志